

#### (4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年10月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第16号</u> に規	(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。 (1)・(2) 略 (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号） <u>第2条第1項第9号</u> に規

定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

（4）～（9） 略

定する電気事業、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業に係る緊急の広報活動のためにする拡声機の使用

（4）～（9） 略

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。